

# 「横手市における 地域善隣事業について」

～低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の取り組み～



平成31年3月7日(木)  
横手市健康福祉部

# 横手市の概要

平成31年1月末現在

- 人口: 90,222人
- 世帯数: 34,262世帯
- 高齢者数: 33,310人
- 高齢化率: 36.92%
- 面積: 693.04km<sup>2</sup>(東西45km 南北35km)
- 人口密度: 131.19人/km<sup>2</sup>
- 平成17年10月に1市5町2村が合併
- 要介護認定者数: 6,884人(要支援: 1,056人)
- 介護保険料: 5,891円(第6期基準月額)
- 公営住宅: 1,038戸
- 持ち家率: 83.7%(高齢者93.5%)
- 空き家軒数: 1,551戸
- 空き家バンク登録件数: 延66件(うち成約47件)



# 「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要（平成26～30年度）

## 1. 事業概要

自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、地域連携・協働のネットワークを構築し、

①既存の空家等を活用した住まいの確保を支援するとともに、

②日常的な相談等(生活支援)や見守りにより、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備すること

等について、国としても支援する。

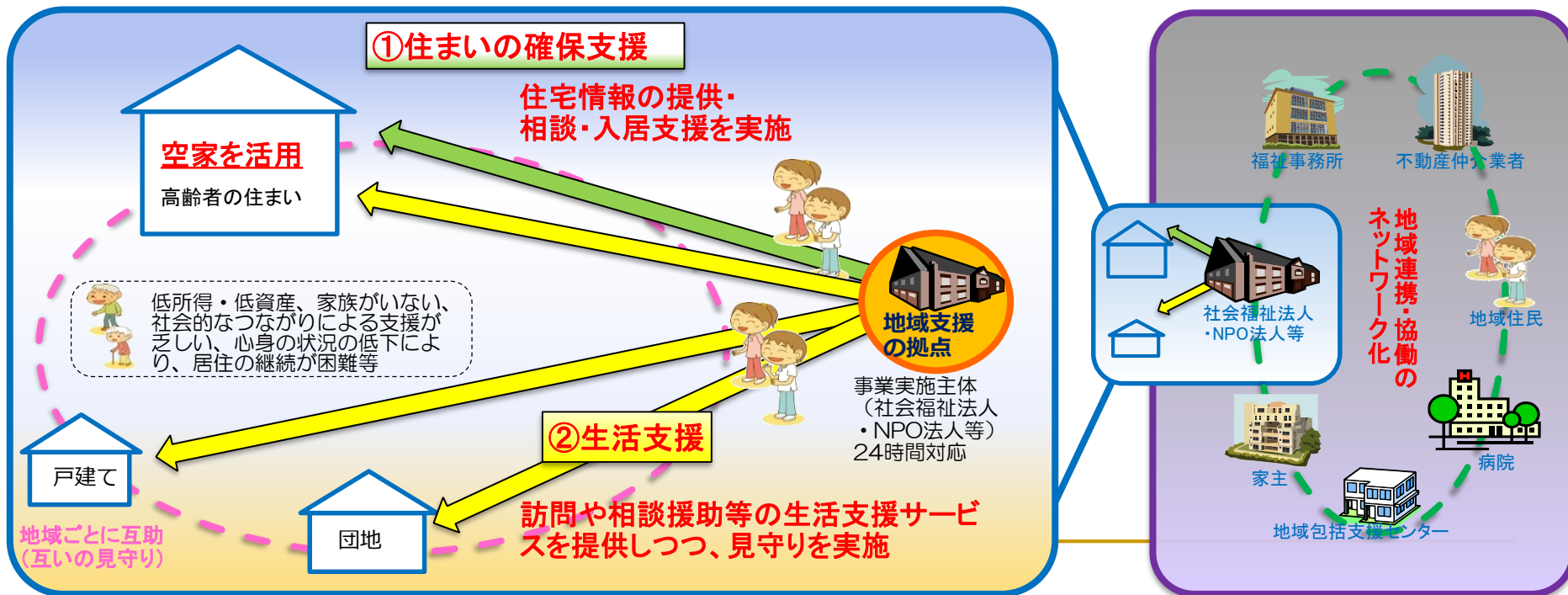
## 2. 実施主体

市区町村(社会福祉法人、NPO法人等への委託可能)

## 3. 補助単価等

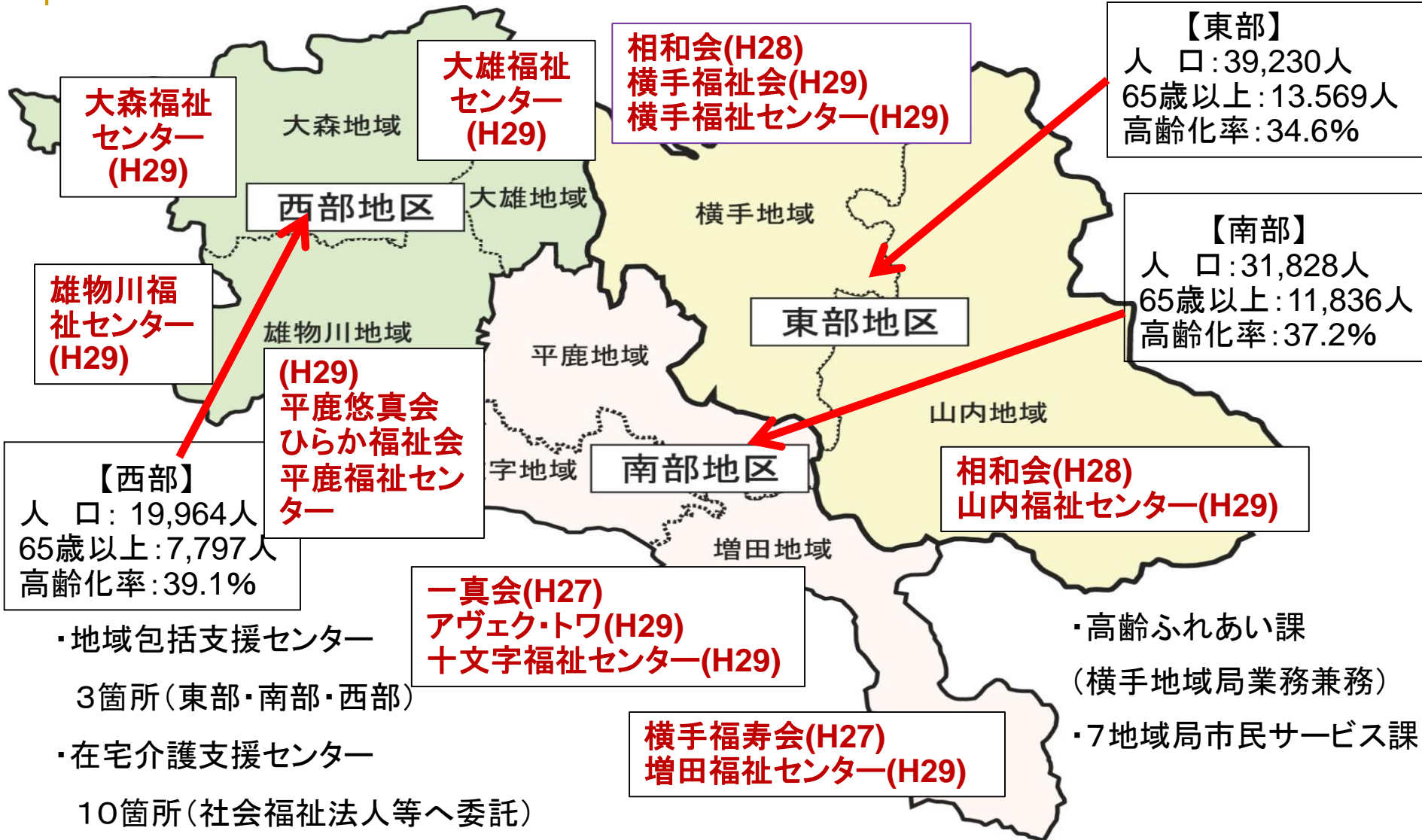
1事業当たり 5,106千円(定額)※最長3か年

(事業のイメージ)

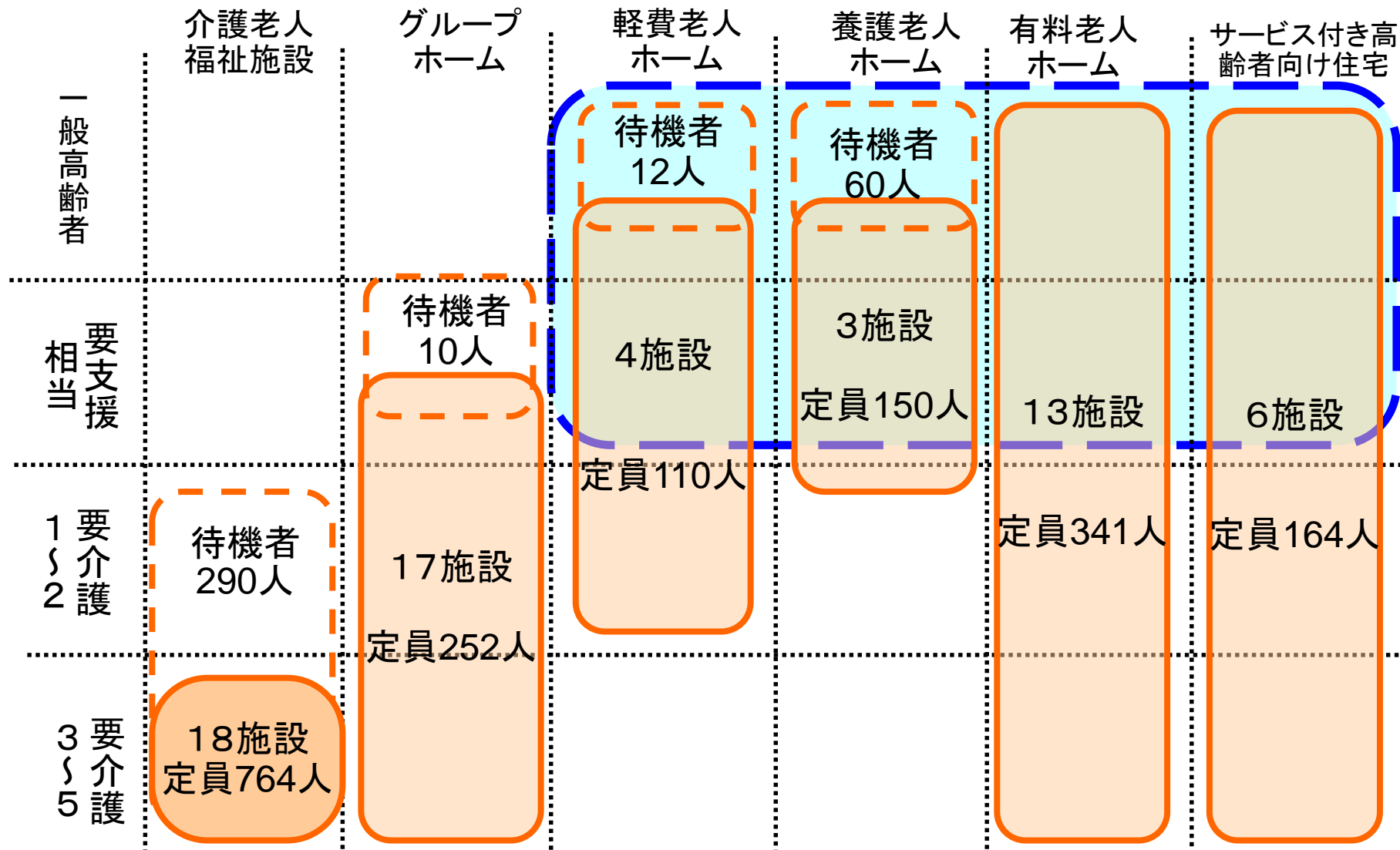


# 高齢者関連事業の相談体制

※人口平成30年3月末時点



# 横手市における高齢者入所施設の状況



# 低所得高齢者等住まい・生活支援事業について

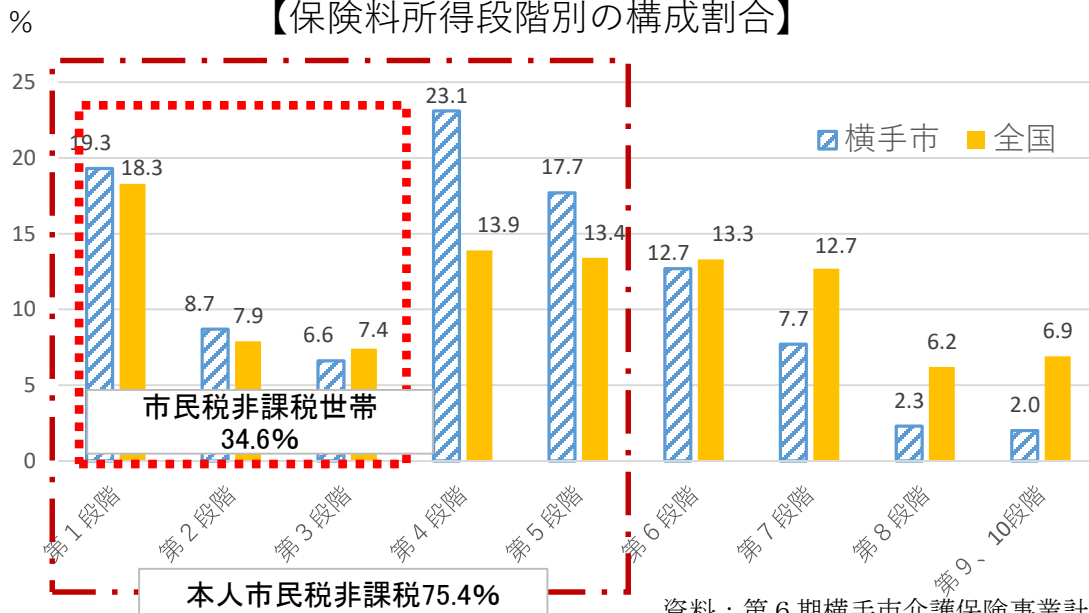
## ○背景①

- ・高齢者単身世帯と高齢者のみの世帯の増加
- ・所得段階の低い高齢者が多い

## ○背景②

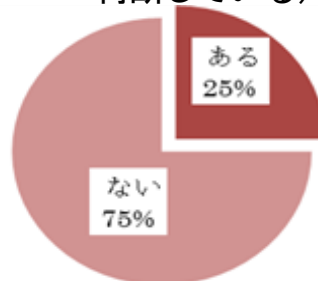
- ・元気な高齢者が入所できる施設が少ない
- ・空き家が増えている
- ・高齢者へ貸さない物件がある
- ・住まいの施策が縦割り
- ・住まいの相談窓口がない

【保険料所得段階別の構成割合】



資料：第6期横手市介護保険事業計画

【高齢者に貸さないと判断している)物件】



資料：H27年度宅地建物取引業協会  
横手地区協議会協会  
会員アンケート調査

【横手市の空き住宅数】

住宅全体	総数	36,070戸
	空き家	3,930戸 (11%)
賃貸用の空き家住宅		1,260戸 (3.5%)
内、住宅・腐朽破損無		1,120戸 (3%)

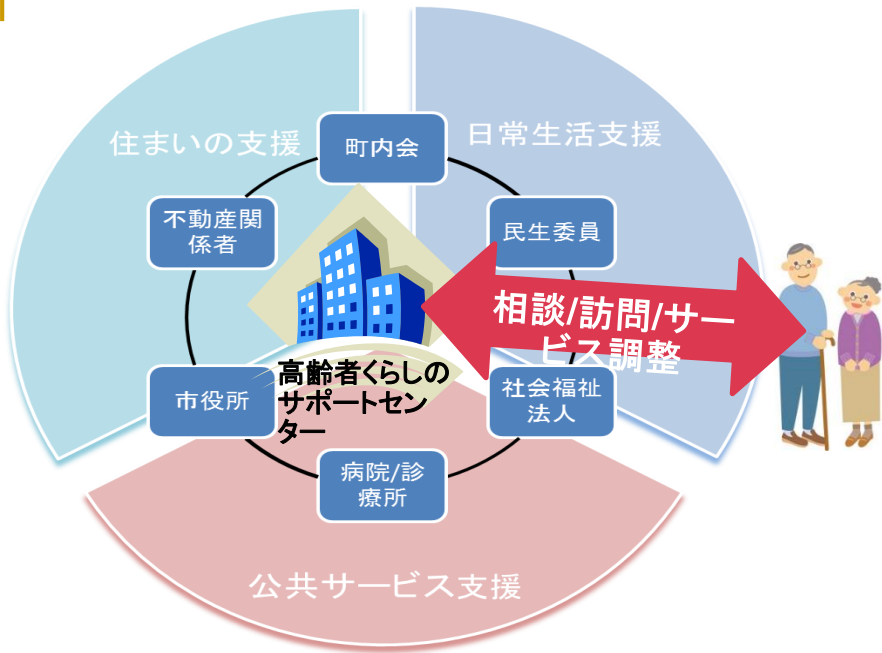
資料：平成25年住宅・  
土地統計調査結果（総務省統計局）





# 初年度(平成27年度)の取組状況

平成27年度は、  
2法人が事業を開始  
しました。



## 委託業務の内容

- ①電話や窓口での居住相談
- ②相談援助等の生活支援
- ③地域、生活互助意識の形成

## 受託した二法人が行なったこと

- ①各種団体への挨拶回り
- ②チラシの作成
- ③孤立高齢者への訪問調査
- ④毎月の三者打合せ

そこで法人さんが知恵をしぼることに...

- ◆ 商店街を練り歩く
- ◆ 協力店を募る
- ◆ 他業種との連携体制を整える
- ◆ 社会福祉法人内部の意識改革
- ◆ 居場所をつくってみた

## 見えてきた課題

- ・事業の周知がすすまない
- ・住み替えニーズがない
- ・すぐ住める物件がない
- ・1つの法人でできることに  
限度がある



# 2年目(平成28年度)の取組状況

## 高齢者の住まいと生活支援サービスに関するアンケート調査(横手地域)

無作為抽出1,162人/回収675人(回収率58.1%)

Q: 1住宅事情について困っていることがありますか。

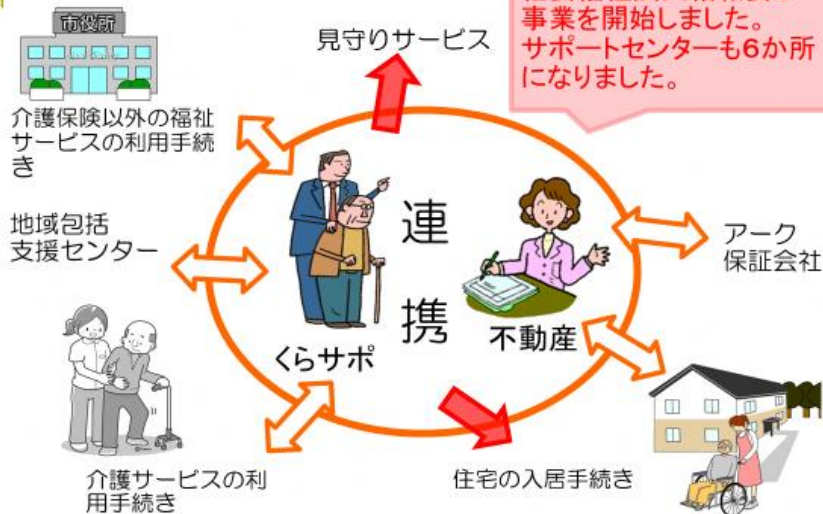
- A:
1. 家賃や修繕等維持費用が高い(95人,23.1%)
  2. 住み替えの費用が高い(58人,14.1%)
  3. 住み替えの際の保証人がいない(9人,2.2%)
  4. 立ち退きを求められている(4人,0.9%)
  5. その他(19人,4.6%)



Q: 1-1 現在、転居を考えていますか

- A: 1. 考えている(30人) 2. 考えていない(172人)

## モデル事業実施2年目には



## 高齢者くらしのサポートセンター設置状況(H27.9~29.12末実績)

	【増田地域1カ所】 平成27年9月設置	【十文字地域1カ所】 平成27年9月設置	【横手地域4カ所】 平成28年9月設置
事業者	社会福祉法人 横手福寿会	社会福祉法人 一真会	社会福祉法人 相和会
法人実績	介護老人保健施設、グループホーム、訪問介護事業所、訪問リハビリ、居宅介護支援事業所、短期入所	介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業所、短期入所	介護老人福祉施設、グループホーム、訪問介護、通所介護、居宅介護、短期入所、養護老人ホーム、ケアハウス他
職員配置	兼務職員5名	兼務職員2名	兼務職員6名
住替相談	7件	8件(住替5件)	10件(住替5件)
安否相談	4件(登録3名)	2件(登録2名)	なし
特色	譲り受けた空き家で地域拠点づくり	協力店登録によるネットワーク構築	法人間連携での社会貢献
H28 予算	1,200千円	2,500千円	1,300千円





# 3年間の成果と課題 「地域善隣事業は、地域の相互扶助を再構築するもの」

## 成果

### ☆プラットフォーム会議

- モデル事業受託法人検討会・・・20回
- 不動産・社福法人合同検討会・・・3回
- 高齢者に優しい店舗情報誌の配布

### ○受託法人担当者は

- ・社会貢献ができた
- ・地域からの信頼が得られた
- ・職員の意識が変わってきた



不動産仲介業者

### ○不動産関係者は

- ・入居者への見守り支援があると安心感がある
- ・行政・福祉・不動産業からなるネットワークが必要



市役所



社会福祉法人



家主

地域連携・協働のネットワーク化



協力店



地域住民



病院・医院



地域包括支援センター

### ○福祉・住宅部局は

- ・縦割りが解消できた
- ・業務効率化

## 課題

- ・住宅部局と温度差がある
- ・不動産情報の入手が困難
- ・市営住宅の活用が困難
- ・改修の必要のない空き家はない
- ・住み替えニーズは地味にある
- ・地域も縦割り

福祉と住宅関係者の連携が必要

やっぱり予算も必要

地域支援事業  
(高齢者の安心な住まいの確保に資する事業)として予算化

- ◆ 縦割りの解消
- ◆ 多様な主体の連携
- ◆ 地域拠点づくり

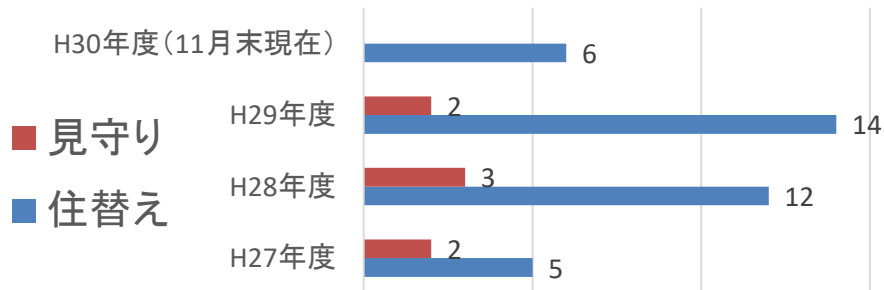
横手市居住支援協議会設立



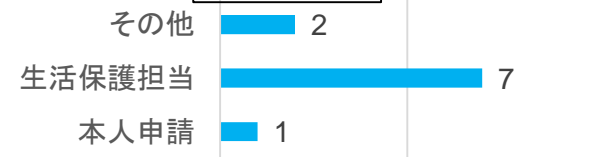
# 高齢者くらしのサポートセンターでの住み替え実績

H27.9～H30.11現在

相談実績



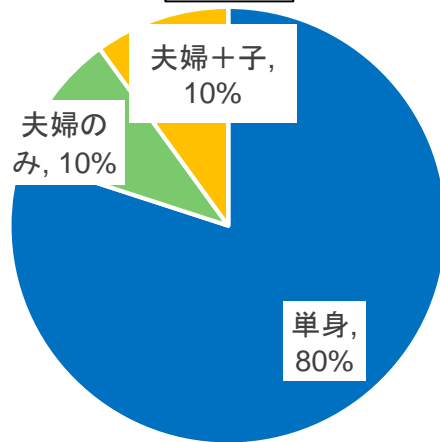
相談ルート



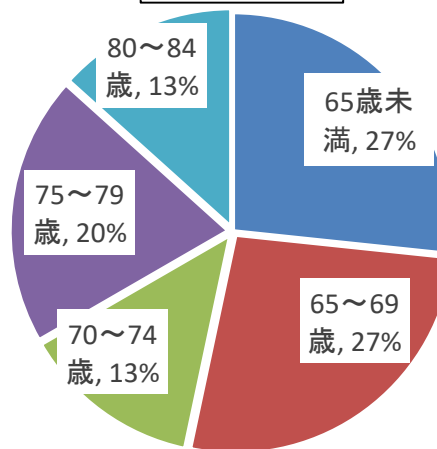
住替え相談総数37件、見守り相談7件

相談ルートは生活保護担当が多い。  
次いでその他(ケアマネジャー)から

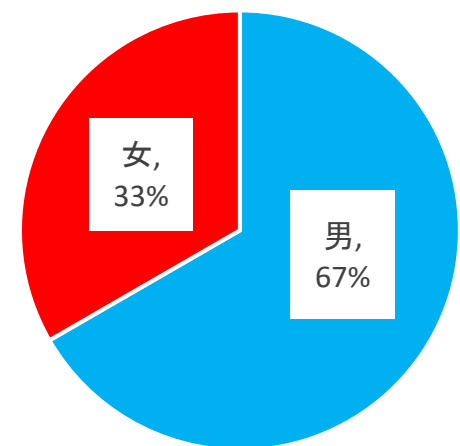
世帯数



年代別割合



男女比率



# ( 横手市生活困窮者自立相談支援事業 )

## 生活困窮者自立支援制度と住まいに係る相談の実績

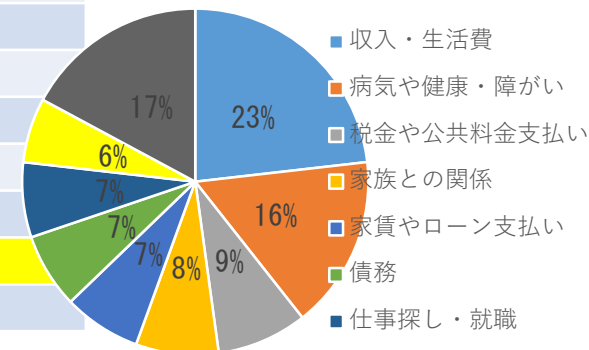
### ① 生活困窮者自立支援制度における住居確保要配慮者への支援

- ・ **住居確保給付金 ( 必須事業 )**  
再就職のために居住の確保が必要な者  
→ 就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付
- ・ **一時生活支援事業 ( 任意事業 ) ※ 未実施**  
緊急に衣食住の確保が必要な者  
→ 住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供

### ② 生活困窮者自立相談支援事業における相談内容 ( 平成30年12月末時点 )

内 容	件数 ( 件 )
① 収入・生活費	96
② 病気や健康・障がい	67
③ 税金や公共料金支払い	35
④ 家族との関係	32
⑤ 家賃やローン支払い	30
⑥ 債務	29
⑦ 仕事探し・就職	29
⑧ 住まい	25
⑨ その他	71

相談内容総数：414件



※ 相談者数：147人

### ③ 住まいに対する相談への対応

対 応	件数 ( 件 )
・ 建築住宅課・高齢ふれあい課を紹介	4
・ 市内不動産業者を紹介	2
・ 住居確保給付金について情報提供	1
・ 社協の生活福祉資金貸付制度について情報提供	1
・ 生活保護制度へのつなぎ	1

※ 相談者の状況に応じた段階的な支援が必要であり、相談内容の全てを解決するものではない。

### ④ 考察と課題

- ・ 相談者は、住まいについての課題だけでなく、これまでの生活歴や病気・障がいの状態、家族との関係性などにより、複合的な課題を抱えている。
- ・ 低家賃の住宅が少なく、このような相談者には民間賃貸住宅において入居拒否の傾向がある。
- ・ 相談者は、連帯保証人や緊急連絡先等の確保が困難な場合も少なくなく、市営住宅への入居も困難である。
- ・ 高齢者や障がい者・生活困窮者等に配慮した物件の情報が公開されていない ( 少ない ) 。
- ・ 「市営住宅を含めた賃貸住宅への入居要件の緩和」、「相談者と物件のマッチングサービス」が望まれる。

# 障がい福祉の動向

(第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画より)

## ◎地域生活支援拠点の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。



## ◎地域生活支援事業(国庫1/2 県1/4補助)

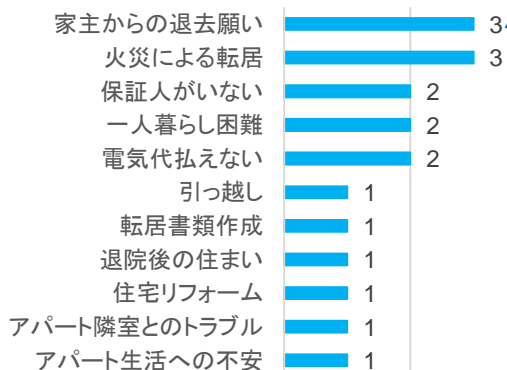
### 相談支援事業(必須)

- ①基幹相談支援センター等機能強化事業
- ②住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

H29年度相談支援を利用した障がい者等の人数(人)

	実人員	身体	重症心身	知的	精神	発達	高次脳機能	その他
障がい児	28	4	0	14	1	9	0	0
障がい者	193	6	0	26	150	4	3	4
計	221	10	0	40	151	13	3	4

住まいに関する相談内容



## ◎福祉施設入所者の地域生活への移行

- ①地域移行者数:H28年度末より9%
- ②施設入所者数:H28年度末より11人削減

## ◎精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ①長期在院者の減少
- ②後1年時点の退院率90%以上
- ③保健、医療、福祉関係者の協議の場設置

### ☆考察と課題

高齢者、障がい者、生活困窮者と各制度ごとに縦割りで連携が図れていない。その現実に行行政内部で気付いていないことが課題。専門的な人材が減少していることから分野を超えて連携することが必要。



# 横手市自立支援協議会

- ・行政への提言
- ・研修会等の開催 等

委員会

コーディネーター

部会を超えた協議

実務者会議

- ・会議出席
- ・情報共有
- ・助言/支援

各事業所・団体の 普段の相談・支援業務で解決困難なケース、課題、ニーズ等を  
部会内で協議し 解決方法を探る

相談生活部会

計画相談支援事業所 社会福祉課

サビ管部会

障がい福祉サービス事業所  
社会福祉課

子ども部会

障がい福祉サービス事業所 横手支  
援学校 南教育事務所 特別支援  
教育アドバイザー 子育て支援課  
健康推進課 教育委員会

若者自立支援部会

NPOセンター ハローワーク 興生病院  
健康推進課 商工労働課 教育委員会  
サポート団体 サポステよこて

専門部会

月1～随時開催

就労部会

障がい福祉サービス事業所 横手支援学校  
ハローワーク 商工会議所 商工労働課  
社会福祉課

【個別支援会議】  
普段の相談・支援業務

【個別支援会議】  
普段の相談・支援業務

【個別支援会議】  
普段の相談・支援業務





# 横手市居住支援協議会設立（H31.3.26予定）

## 横手市居住支援協議会 会則（一部抜粋）

（会員）

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 新たに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に入会を申し込み、会長の承認を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

（役員）

第5条 本会には会長1名を置く。

- 2 会長は、横手市建設部建築住宅課長をもって充てる。
- 3 会長は、本会を代表し議長として会務を総括する。

（事務局）

第7条 本会の事務局は、**横手市建設部建築住宅課**及び**横手市健康福祉部社会福祉課**に置く。

- 2 横手市建設部建築住宅課は、本会の運営に係る事務を担当する。
- 3 横手市健康福祉部社会福祉課は、本会の運営に係る事務を補佐する。

H31.2.20 居住支援協議会設立準備会開催  
不動産関係者6社、社福法人8法人、  
市内部10課出席

別表（第4条関係）

区分	会員（順不同）
宅地建物取引業者	朝日綜合株式会社 伊藤住宅不動産横手営業所 伊藤不動産 有限会社加藤不動産 有限会社黒澤住研 栄不動産 有限会社佐乃 株式会社サンコーホーム 株式会社高橋建業 株式会社トップリアルター
居住支援団体	社会福祉法人横手福祉会 社会福祉法人相和会 社会福祉法人一真会 社会福祉法人横手市社会福祉協議会 社会福祉法人横手福寿会 社会福祉法人アヴェクトワ 社会福祉法人ひらか福祉会 社会福祉法人平鹿悠真会 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団阿桜園 社会医療法人興生会
地方公共団体	横手市



# 居住支援協議会設立までの取り組み

- 平成27年度～ 「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を開始(高齢ふれあい課所管)
- 平成30年1月 横手市居住支援協議会準備会庁内検討会開始※平成30年12月までに計4回開催  
(経営企画課、財政課、生活環境課、社会福祉課、子育て支援課、  
地域包括支援センター、建設課、都市計画課、建築住宅課)
- 平成30年3月 横手市住生活基本計画を策定(建築住宅課所管)
- 平成30年3月 第7期横手市介護保険事業計画高齢者福祉計画を策定(高齢ふれあい課所管)
- 平成30年5月 四医療機関連絡調整会議で居住支援協議会について説明  
(平鹿総合病院、横手興生病院、興生会、横手病院、大森病院、市健康福祉部)
- 平成30年7月 横手市居住支援協議会準備会研修会開催(不動産業者3者、福祉法人6者、市関係各課)
- 平成30年8月 鶴岡市居住支援協議会へ視察
- 平成30年9月 横手市居住支援協議会設立に関わる意見交換会(福祉法人、高齢ふれあい課、建築住宅課)
- 平成30年10月 横手市居住支援協議会設立に関わる意見交換会(不動産業者8者、建築住宅課)
- 平成31年1月 行政課題説明会で議会へ報告
- 平成31年2月 横手市居住支援協議会設立準備会開催
- 平成31年3月 横手市居住支援協議会総会で協議会を設立 第1回協議会開催



# 課題のまとめ

- (1) 身寄りの無い方の緊急連絡先
- (2) 家賃
- (3) 物件確保
- (4) 協力企業とのネットワーク作り、低所得者向けのサービスの創造

実際に行ってみて、当法人は社会福祉法人であり、福祉サービス(生活支援)についてはノウハウがあるが、こと**住宅関連については全くの素人であることを実感**。そのため、本事業を行うには一法人だけでの対応は難しい。不動産業者のみならず、横手市(行政)の**住宅部局、そして福祉部局の連携が必要である**と感じた。

- 住宅セーフティーネット法が活用できないための家賃補助
- 身寄りのない方の緊急連絡先
- 住民への周知方法(本当に必要な人へ情報が届く)



このような課題(地域課題)こそ、居住支援協議会で検討し、住宅確保要配慮者に対応できる『自治体独自の仕組み』を作る必要があると考える。

# 横手市の将来像

「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」

共生型

## 横手市地域福祉計画基本理念

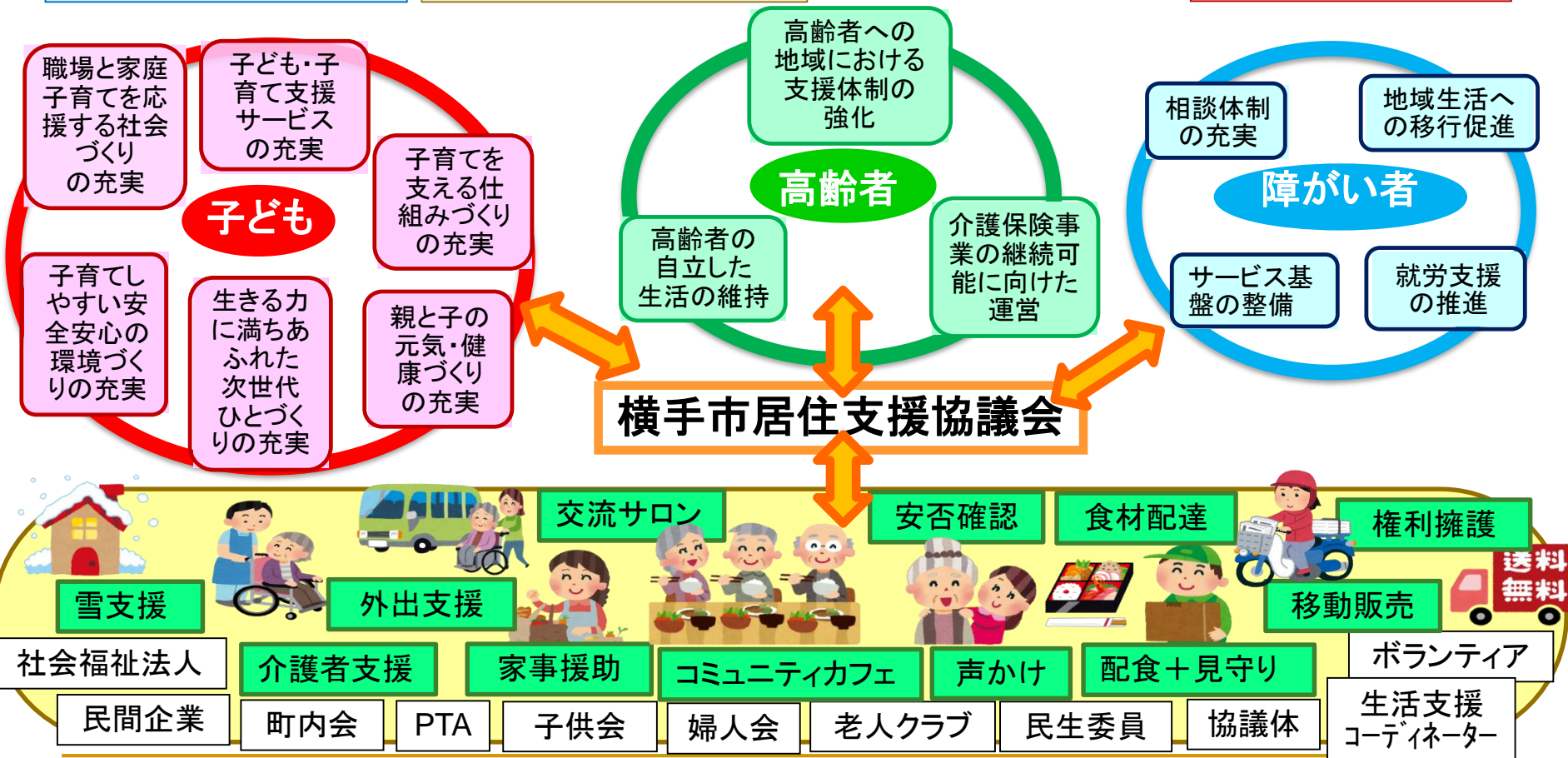
みんなが主役！みんなで作る 人にやさしいまち横手

お互いさまの気持ちで  
思いやりのあるまちをつくろう

地域の良さを活かして明るく  
安心して暮らせるまちをつくろう

みんなが集いともに支えあう  
地域のきずなをつくろう

みんながくらしやすい  
やさしいまちをつくろう



ご清聴ありがとうございました

